

1. 議事日程

〔平成29年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目〕

平成29年 9月 8日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 認定第1号 平成28年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第3号 平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第4号 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第5号 平成28年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第6号 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第7号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第9号 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第10号 平成28年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第11号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第12号 平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第13号 平成28年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第56号 安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 |
| 日程第17 | 議案第57号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第58号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第59号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第60号 安芸高田市上下水道料金審議会条例 |
| 日程第21 | 議案第61号 平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号） |

- 日程第 2 2 議案第62号 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議案第63号 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第64号 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第65号 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第66号 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	新 田 和 明	2 番	芦 田 宏 治
3 番	玉 重 輝 吉	4 番	玉 井 直 子
5 番	山 根 温 子	6 番	前 重 昌 敬
7 番	石 飛 慶 久	8 番	児 玉 史 則
9 番	大 下 正 幸	10 番	山 本 優
11 番	熊 高 昌 三	12 番	宍 戸 邦 夫
13 番	秋 田 雅 朝	14 番	塚 本 近
15 番	金 行 哲 昭	16 番	青 原 敏 治
17 番	水 戸 眞 悟	18 番	先 川 和 幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

1 番	新 田 和 明	2 番	芦 田 宏 治
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

副 市 長	竹 本 峰 昭	教 育 長	永 井 初 男
総 務 部 長	杉 安 明 彦	企 画 振 興 部 長	西 岡 保 典
市 民 部 長	広 瀬 信 之	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	可 愛 川 實 知 則
産 業 振 興 部 長	猪 掛 公 詩	産 業 振 興 部 特 命 担 当 部 長	青 山 勝
建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	伊 藤 良 治	教 育 次 長	土 井 実 貴 男
消 防 長	山 平 修	会 計 管 理 者	兼 村 恵
八 千 代 支 所 長	佐々木 早百合	美 土 里 支 所 長	毛 利 幹 夫
高 宮 支 所 長	中 谷 文 彦	甲 田 支 所 長	小 玉 勝
向 原 支 所 長	新 谷 憲 三	総 務 課 長	高 藤 誠
財 政 課 長	河 本 圭 司	政 策 企 画 課 長	行 森 俊 荘

代表監査委員 女鳥清治 監査委員事務局長 柿林浩次

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長 大田雄司 事務局次長 森岡雅昭
総務係長 國岡浩祐 専門員 大足龍利



午前10時00分 開会

- 先川議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
大田事務局長。
- 大田事務局長 それでは、諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育長、代表監査委員より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、平成28年度決算に基づく健全化・判断化比率、及び資金不足比率についての報告がありました。
第3点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、4件の報告がありました。
第4点、監査委員より、平成29年6月分、及び7月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、1番新田和明君、及び2番 芦田宏治君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 熊高昌三君。

- 熊高議会運営委員長 平成29年第3回定例会の運営につきまして、去る8月9日、9月1日、及び昨日、議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から9月28日までの21日間といたします。

議事の都合により、9月9日から9月18日並びに、9月21日から9月27日

までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定13件、議案11件の計24件でございます。

議案審議につきましてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第1号から第13号までの13件につきましては、提案理由の説明の後、監査報告、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託、議案第61号から第66号までの6件につきましても、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

また、議案第56号から58号の3件につきましては、総務企画常任委員会、議案第60号につきましては、産業建設常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

議案第59号につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、9月7日の議会運営委員会までに提出のあった陳情、要望等につきましては、お手元に配付した平成29年第3回定例会会期中に委員会で審査される陳情等一覧のとおり、委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、9人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、9月19日を6人、20日を3人といたしました。

以上で報告を終わります。

○先川議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は21日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

|       |       |                                       |
|-------|-------|---------------------------------------|
| 日程第3  | 認定第1号 | 平成28年度安芸高田市一般会計決算の認定について              |
| 日程第4  | 認定第2号 | 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について        |
| 日程第5  | 認定第3号 | 平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について       |
| 日程第6  | 認定第4号 | 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について          |
| 日程第7  | 認定第5号 | 平成28年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について        |
| 日程第8  | 認定第6号 | 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について       |
| 日程第9  | 認定第7号 | 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号 | 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について      |

- 日程第11 認定第9号 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第10号 平成28年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第11号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第12号 平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第13号 平成28年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○先川議長 日程第3、認定第1号「平成28年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第15、認定第13号「平成28年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの13件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 おはようございます。

本日、平成29年第3回の定例会を招集させていただきましたところ、皆さん御多用の中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

また、市長についてでございますが、右扁桃周囲炎の治療のため、大事をとって9月5日から入院をしております。今会期中には、職務に復帰する予定で、現在治療に専念をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

さて、このたびの定例会へは、平成28年度の決算認定議案13件、条例及び補正予算関係の議案11件を提出しております。どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

認定第1号から認定第13号までの提案理由について御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項、及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、平成28年度安芸高田市一般会計決算、及び特別会計決算、並びに安芸高田市水道事業決算の認定を求めるものでございます。

それでは、認定第1号から認定第13号まで、一括して説明をさせていただきます。

最初に、認定第1号「平成28年度安芸高田市一般会計決算」は歳入総額203億5,614万1,584円、歳出総額198億4,710万1,707円で、実質収支3億6,861万9,877円となりました。

次に、認定第2号「平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算」は、歳入総額41億1,900万7,973円、歳出総額37億5,115万8,268円で、実質収支3億6,784万9,705円となりました。

次に、認定第3号「平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算」は、歳入総額4億3,399万7,764円、歳出総額4億2,484万2,276円で、実質収支915万5,488円となりました。

次に、認定第4号「平成28年度安芸高田市介護保険特別会計決算」は、歳入総額43億5,829万1,182円、歳出総額42億6,043万8,254円で、実質収支9,785万2,928円となりました。

次に、認定第5号「平成28年度安芸高田市介護サービス特別会計決算」は、歳入・歳出とも予算の執行はありません。なお、介護サービス特別会計は、平成28年度をもって廃止をしております。

次に、認定第6号「平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額2億7,722万8,588円、歳出総額2億7,712万3,766円で、実質収支10万4,822円となりました。

次に、認定第7号「平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額4億4,634万5,569円、歳出総額4億4,627万7,346円で、実質収支6万8,223円となりました。

次に、認定第8号「平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算」は、歳入総額4億4,134万7,370円、歳出総額4億4,121万7,797円で、実質収支12万9,573円となりました。

次に、認定第9号「平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算」は、歳入総額3億3,229万105円、歳出総額3億3,220万7,253円で、実質収支8万2,852円となりました。

次に、認定第10号「平成28年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算」は、歳入総額994万2,208円、歳出総額986万6,312円で、実質収支7万5,896円となりました。

次に、認定第11号「平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算」は、歳入総額7億2,234万5,039円、歳出総額6億6,368万8,598円で、実質収支5,865万6,441円となりました。

次に、認定第12号「平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算」は、歳入総額1,549万7,057円、歳出総額1,331万2,961円で、実質収支218万4,096円となりました。

次に、認定第13号「平成28年度安芸高田市水道事業会計決算」の収益的収入及び支出の決算額は、収入額2億9,312万7,552円、支出額2億6,952万2,757円、当年度純利益は1,352万4,784円で、当年度未処分利益剰余金は9,789万43円となりました。

また、剰余金処分につきましては、建設改良積立金への積み立て2,000万円、資本金への組入れ1,961万8,207円の処分を行い、処分後の残高を5,827万1,836円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の決算額は、収入額729万8,203円、支出額1億683万4,050円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,953万5,847円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額270万1,612円、当年度分損益勘定留保資金7,721万6,028円、及び建設改

良積立金1,961万8,207円で補填したものであります。

以上、13議案につきまして、慎重に御審議をいただき、適切なる認定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、会計管理者から要点の説明を求めます。

会計管理者 兼村恵君。

○兼村会計管理者 平成28年度安芸高田市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、決算書に基づきまして要点の御説明を申し上げます。

初めに、一般会計の歳入歳出決算でございます。決算書の5ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額209億2,134万6,000円、調定額212億1,906万3,421円に対しまして、収入済額は203億5,614万1,584円で、収納率は95.9%でございます。1,184万2,168円の不納欠損処分を行い、8億5,195万6,599円が収入未済となりました。この収入未済額には、繰越明許費にかかる財源でございます国庫支出金、県支出金、市債などが含まれております。

次に、歳出の決算でございます。11ページをお開きください。

予算現額209億2,134万6,000円に対して、支出済額は198億4,710万1,707円で、執行率は94.9%でございます。繰越明許費として、5億310万9,000円を翌年度に繰り越ししております。

14ページをお開きください。

以上の結果によりまして、平成28年度一般会計の収支決算は、歳入総額203億5,614万2,000円、歳出総額は198億4,710万2,000円となり、歳入歳出差引額は5億904万円となりましたので、これを翌年度に繰り越しいたしました。なお、実質収支額は繰越明許費にかかる一般財源と、1億4,042万円を差し引いた3億6,862万円の黒字となり、このうち2億円を地方自治法第233条の2の規定により、減債基金に繰り入れをいたしました。

それでは、主な歳入につきまして、款別に御説明をいたします。

15ページをお開きください。

1款市税は、収入済額34億2,288万8,869円で、調定額に対する収納率は96.1%でございます。1,148万6,983円の不納欠損処分を行い、1億2,783万729円が収入未済となりました。

19ページをお開きください。

10款地方交付税は、収入済額92億2,167万5,000円でございます。12款分担金及び負担金は、収入済額2億3,037万2,170円で、収納率は97.3%でございます。18万2,000円の不納欠損処分を行い、保育所保護者負担金や事業の繰り越しに伴います農業費分担金などを含め、613万7,081円が収入未済となりました。

21ページをお開きください。

13款使用料及び手数料は、収入済額3億3,260万5,671円で、収納率は96.7%でございます。8万1,055円の不納欠損処分を行い、市営住宅使用



料、し尿処理手数料など1,122万5,778円が収入未済となりました。

27ページをお開きください。

14款国庫支出金は、収入済額17億8,853万6,162円で、収納率は94.8%でございます。収入未済額9,734万3,000円は、事業の繰り越しに伴います災害復旧費国庫負担金及び民生費国庫補助金などの一部が収入未済となったものでございます。

35ページをお開きください。

15款県支出金は、収入済額16億7,343万7,362円で、収納率は98.3%でございます。収入未済額2,912万4,747円は、事業の繰り越しに伴います農林水産業費県補助金などの一部が収入未済となったものでございます。

49ページをお開きください。

17款寄附金は、収入済額1,932万4,000円で、ふるさと納税制度寄附金でございます。

55ページをお開きください。

20款諸収入は、収入済額2億2,036万5,304円で、収納率は38.6%でございます。9万2,130円の不納欠損処分を行い、貸付金など3億5,029万5,264円が収入未済となっております。

61ページをお開きください。

21款市債は、収入済額15億580万円で、収納率は86.7%でございます。収入未済額2億3,000万円は、事業の繰り越しに伴います充当事業債がそれぞれ収入未済となったものでございます。

続いて、歳出につきまして、款別に御説明をいたします。

67ページをお開きください。

1款議会費は、支出済額1億8,072万8,088円で、執行率は97.6%でございます。

2款総務費は、支出済額30億4,670万6,995円で、執行率は95.2%でございます。繰越明許費5,265万5,000円は、事業の繰り越しに伴います工事請負費、公有財産購入費などを翌年度に繰り越したものでございます。

83ページをお開きください。

3款民生費は、支出済額56億7,478万7,197円で、執行率は94.9%でございます。繰越明許費1億3,132万4,000円は、事業の繰り越しに伴います工事請負費、公有財産購入費などを翌年度へ繰り越したものでございます。

95ページをお開きください。

4款衛生費は、支出済額15億5,649万9,724円で、執行率は97.5%でございます。

101ページをお開きください。

5款労働費は、支出がございませんでした。

6款農林水産業費は、支出済額15億1,960万7,269円で、執行率は91.1%でございます。繰越明許費1億1,402万7,000円は、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費などを翌年度へ繰り越したものでござ

います。

109ページをお開きください。

7款商工費は、支出済額1億7,836万2,029円で、執行率は95.6%でございます。

8款土木費は、支出済額16億7,909万9,846円で、執行率は91.7%でございます。繰越明許費3,544万2,000円は、事業の繰り越しに伴います工事請負費を翌年度へ繰り越したものでございます。

117ページをお開きください。

9款消防費は、支出済額5億8,283万376円で、執行率は95.0%でございます。繰越明許費365万2,000円は、事業の繰り越しに伴います工事請負費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

121ページをお開きください。

10款教育費は、支出済額14億7,638万9,265円で、執行率は90.0%でございます。繰越明許費1億2,644万9,000円は、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費などを翌年度へ繰り越したものでございます。

137ページをお開きください。

11款災害復旧費は、支出済額1億2,428万4,158円で、執行率は70.8%でございます。繰越明許費3,956万円は、事業の繰り越しに伴います工事請負費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

12款公債費は、支出済額38億2,780万6,760円で、執行率は99.9%でございます。

139ページをお開きください。

13款予備費につきましては、6つの目に1,566万1,000円を充当いたしております。

歳出につきましては、以上でございます。

これから御説明をいたします11の特別会計の決算につきましては、各会計とも実質収支概要の説明とさせていただきます。

それでは、初めに国民健康保険特別会計の歳入歳出決算でございます。150ページをお開きください。

歳入総額41億1,900万8,000円、歳出総額37億5,115万8,000円で、歳入歳出差引額は3億6,785万円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。なお、調定に対する歳入の収納率は97.1%で、国民健康保険税1億1,651万4,522円が収入未済となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。180ページをお開きください。

歳入総額4億3,399万8,000円、歳出総額は4億2,484万2,000円で、差し引き915万6,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。歳入の収納率は99.9%で、後期高齢者医療保険料123万2,780円が収入未済となっております。

続いて、介護保険特別会計でございます。198ページをお開きください。

歳入総額43億5,829万1,000円、歳出総額42億6,043万8,000円で、差し引き9,785万3,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。なお、歳入の収納率は99.8%で、介護保険料等902万3,503円が収入未済となっております。

次に、介護サービス特別会計でございます。226ページをお開きください。

歳入総額、歳出総額ともに、0円でございます。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。236ページをお開きください。

歳入総額2億7,722万9,000円、歳出総額2億7,712万4,000円で、差引額は10万5,000円となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。歳入の収納率は99.4%で、加入者分担金、下水道使用料144万6,595円が収入未済となっております。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計でございます。248ページをお開きください。

歳入総額4億4,634万6,000円、歳出総額は4億4,627万7,000円で、差し引き6万9,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。歳入の収納率は99.6%で、下水道使用料172万8,077円が収入未済となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。262ページをお開きください。

歳入総額4億4,134万7,000円、歳出総額は4億4,121万8,000円で、差引額は12万9,000円となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。歳入の収納率は99.7%で、下水道使用料126万4,050円が収入未済となっております。

次に、浄化槽整備事業特別会計でございます。276ページをお開きください。

歳入総額3億3,229万円、歳出総額は3億3,220万7,000円で、差し引き8万3,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。歳入の収納率が99.6%で、浄化槽使用料147万6,614円が収入未済となっております。

次に、コミュニティ・プラント整備事業特別会計でございます。290ページをお開きください。

歳入総額994万2,000円、歳出総額986万6,000円で、差し引き7万6,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。歳入の収納率は99.9%で、下水道使用料1万3,348円が収入未済となっております。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。302ページをお開きください。

歳入総額7億2,234万5,000円、歳出総額は6億6,368万9,000円で、差引額は5,865万6,000円となりました。なお、簡易水道事業は、水道事業へ統合することに合わせ、簡易水道事業特別会計を平成29年3月31日に廃

止し、この残額は未収金及び未払金とともに水道事業会計に引き継ぎをいたしました。

次に、飲料水供給事業特別会計でございます。316ページをお開きください。

歳入総額1,549万7,000円、歳出総額は1,331万3,000円で、差し引き218万4,000円となりました。なお、飲料水供給事業は、水道事業へ統合することに合わせ、飲料水供給事業特別会計を平成29年3月31日に廃止し、この残額は未収金及び未払金とともに水道事業会計に引き継ぎいたしました。

321ページ以降につきましては、公有財産、物品、債券、基金等の財産に関する調書でございます。

以上で、平成28年度一般会計及び各特別会計の決算の要点説明を終わります。よろしく願いいたします。

○先川議長 これをもって要点の説明を終わります。

次に、監査委員から本13件に関する審査意見の報告を求めます。

代表監査委員 女鳥清治さん。

○女鳥代表監査委員 失礼いたします。

それでは、決算審査意見報告をさせていただきます。

平成28年度の一般会計、特別会計及び水道事業の決算並びに決算に基づく健全化判断比率等の審査でございますが、その執行状況につきましては、安芸高田市監査基準に基づき、石飛監査委員と審査を実施し、合議に達しましたので、御報告申し上げます。

初めに、平成28年度安芸高田市各会計歳入歳出決算に関する審査意見につきまして、お手元に配付されております意見書により御報告申し上げます。

審査に付されました平成28年度安芸高田市一般会計及び11の特別会計の決算書、及びその他附属書類が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、例月現金出納検査等の結果等を踏まえ、関係職員の説明を求め審査いたしました。

審査の結果、決算関係書類は、関係法令に準拠して適正に作成されており、証書類との照合審査の結果、その計数は正確であることを認め、また予算の執行についても、おおむね適正であると認めました。

決算の状況は、一般会計、特別会計を合わせた総額では、形式収支、実質収支は黒字、単年度収支は赤字となっており、市債の借入残高は405億2,844万6,000円と、前年度より5.9%減少し、収入未済額も6億3,143万1,000円と前年度より、1.6%減少しております。

普通会計における財政構造を見ますと、財政力指数は0.325で前年度より0.006ポイント下降し、経常収支比率は2.0ポイント上昇し、94.4%となり、経常一般財源の乏しい状況が続いております。

意見でございますが、個別項目の主なもの、3点について述べさせていただきます。

1点目として、収入未済でございますが、納税者等の利便性の向上に努められ、収納率が上がり、収入未済額の減少が図られています。引き続き徹底した債権管理と、新たな滞納を発生させない取り組みに力を注ぎ、財源の確保をお願いいたします。

2点目は、ふるさと応援寄附推進事業についてです。インターネットを利用した申し込み方法の整備や返礼品の充実に努められた結果、前年度に比べ、倍以上の寄附金額となっています。ふるさと納税制度には、返礼品競争の過熱など、批判も出ておりますが、地域活性化に役立っていることも事実であります。ふるさと納税本来の趣旨に沿った工夫をされ、寄附をくださった方の期待に応える施策の充実や、地場産業の振興につなげていただくことを期待いたします。

3点目に、学校規模適正化推進事業についてでございます。八千代地区など、3地区において、小学校統合が決定しました。関係各位の皆様のご熱意と御努力に深く敬意を表すものでございます。学校規模適正化委員会の答申を受けた、学校規模適正化推進計画も第2期となっています。今後の推進計画にあたっては、計画にありますように、地域の合意形成を丁寧に行い、豊かな教育環境を整備されるようお願いいたします。

次に、平成28年度安芸高田市水道事業の決算に関する審査意見につきまして、お手元に配布されております意見書により御報告申し上げます。

審査に付されました平成28年度安芸高田市水道事業の決算につきましては、決算書、財務諸表、及び附属書類について、関係法令に準拠して作成されているか確認し、計数の正確性を検証するとともに、経営成績及び財政状態が適正に表示されているか、関係職員の説明を求め、審査を行いました。

審査の結果、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、証書類と照合審査の結果、その計数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を明瞭に表示しているものと認めました。当年度は、前年度より1,118万5,000円増の1,352万4,000円の純利益を確保し、主要な利益指標である総収支比率、経常収支比率、営業収支比率は、いずれも前年度を上回り、改善しましたが、営業収支比率は98.35%と3年連続して100%未満となっております。

財政状態について、キャッシュフロー計算書で見ますと、水道事業本体の活動である営業活動によるキャッシュフローで、投資活動及び財務活動のキャッシュフローを賄うことができしております。また、企業の支払能力を示す流動比率や当座比率で見ますと、いずれも100%を超え、正常の範囲内で当面問題はないと考えられます。

しかし、平成29年4月に統合した簡易水道による事業規模の拡大、年々進む人口減少などで、さらに事業経営は厳しさを増すものと予測されます。安全でおいしい水を災害時において、安定的に供給できる体制を確立するため、一層の効率を図るとともに、料金の見直しなどによって、地方公営企業としての経営基盤強化に尽力されることを望みます。

続きまして、決算に基づく財政の状況でございますが、お手元に配付されております、平成28年度安芸高田市健全化判断比率等審査意見書により、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠して作成されているか確認し、計数の正確性を検証するとともに、関係職員の説明を求め審査を行いました。

審査の結果、健全化判断比率、及び資金不足比率は、それぞれ関係法令に準拠して、適正に作成されており、その計数は正確であることを認めました。審査の結果につきましては、財政健全化を判断する4指標は、いずれも基準値を超えるものではなく、水道事業及び公共下水道特別会計ほか、4特別会計のいずれの会計も資金不足は生じておりません。また、実質公債費率は悪化したものの、将来負担比率は前年度より改善が見られております。

今後とも、財政状況に予断を許すことなく、健全で安定した財政運営に努められるように臨みます。

普通交付税の合併特例加算措置で、段階的減額は本市を含む8つの市の働きかけによって、当初予定より縮小する見込みですが、インフラ施設などの多くが更新時期を迎え、財政上の大きな課題となっておることを認識され、安定的でかつ持続可能な自治体経営の確立のため、財政運営方針・財政健全化計画第2次改訂版を策定し、歳入歳出それぞれに目標を定めて課題解決に取り組むこととされております。

これらの施策が着実に実施され、住みやすい、住んでよかったと言える安芸高田市が実現されることを望みまして、審査意見の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○先川議長

以上で審査意見の報告を終わります。

これより、本13件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して、質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本13件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

この際、11時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第56号 安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利

用に関する条例

○先川議長 日程第16、議案第56号「安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 議案第56号「安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、マイナンバーカードによるマイナポータルにおける子育てワンストップサービス、コンビニ交付サービスの提供が進められていることに伴い、これらのサービスの提供及び電子申請等による市の条例、規則等に係る行政手続において、インターネットを利用した申請、届出等の行政手続を可能とするため、条例の制定を行うものでございます。

よろしく審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第57号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第17、議案第57号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 議案第57号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国において、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出、並びに活力ある経済社会、及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が公布され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義が追加され、その取り扱いについて、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会

に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第58号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第18、議案第58号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 議案第58号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、安芸高田市上下水道料金審議会条例に基づく、安芸高田市上下水道料金審議会の会長及び委員の報酬、市が抱える行政課題の解決に向けた、戦略的な政策形成を進めることを目的とする安芸高田市政策形成アドバイザーの報酬、地域の高齢者等の実態把握を進めるため、見守り体制の構築、並びに、生活支援員制度の広域的な連携を促進する安芸高田市生活支援員の報酬を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第59号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第19、議案第59号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 議案第59号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、甲立基幹集落センターの建てかえに伴い、現基幹センター内で運営しております、ひまわり児童クラブを甲立小学校内空き教室を利用して運営するため、関連する安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。



す。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 議案第59号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

本案は、11月より着手する甲立基幹集落センターの解体工事のため、9月中にひまわり児童クラブの運営を甲立小学校内空き教室を利用して、開会することを予定しており、所在地の改正を行うものでございます。

議案の1ページから2ページをごらんください。

第2条関係の別表第1の中で、ひまわり児童クラブの位置について、甲田町上甲立387番地2を甲田町上甲立433番地に変更するものでございます。

説明資料の2ページをごらんください。

安芸高田市立甲立小学校付近の航空写真でございますが、中央右上の甲立基幹集落センターから甲立小学校敷地内の教室増築工事で完成いたしました教室、きらりホールに会場を変更するものでございます。

今後の予定といたしましては、平成30年4月の甲田町の小学校統合により、甲田町内の3つの児童クラブも同時に統合し、平成31年度の新しい児童クラブ施設の完成までの間、甲田小学校内の空き教室を利用して開会をする予定といたしております。

よろしく願いを申し上げます。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第59号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第60号 安芸高田市上下水道料金審議会条例

○先川議長 日程第20、議案第60号「安芸高田市上下水道料金審議会条例」の件を

議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 議案第60号「安芸高田市上下水道料金審議会条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市民、学識経験を有する者等から、上下水道料金について、幅広い意見を聞き、上下水道料金の適正化を図るために設置する、安芸高田市上下水道料金審議会に関し、必要な事項を定めるものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第61号 平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）

日程第22 議案第62号 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第63号 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第64号 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第65号 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第66号 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○先川議長 日程第21、議案第61号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件から、日程第26、議案第66号「平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の件までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 議案第61号から議案第66号までの6議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第61号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億8,128万7,000円を追加し、予算の総額を217億1,372万8,000円とするものでござ

います。

次に、議案第62号「平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億3,268万4,000円を減額し、予算の総額を40億6,218万4,000円とするものでございます。

次に、議案第63号「平成29年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ49万4,000円を減額し、予算の総額を43億5,679万2,000円とするものでございます。

次に、議案第64号「平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ28万円を追加し、予算の総額を2億7,397万2,000円とするものでございます。

次に、議案第65号「平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ503万円を減額し、予算の総額を4億9,316万円とするものでございます。

次に、議案第66号「平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ769万2,000円を追加し、予算の総額を4億4,449万7,000円とするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案6件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して、質疑を行ってください。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案6件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月19日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時18分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員